

秋田市

エイジフレンドリー パートナーガイド



エイジフレンドリーシティあきた

令和4年4月作成

秋田市長寿福祉課

目 次

エイジフレンドリーシティについて	…… 1
1 エイジフレンドリーシティとは	
2 行動計画の基本理念と基本目標	
3 エイジフレンドリーパートナー制度	
新たに登録する事業者等の方へ	…… 2
登録を継続する事業者等の方へ	…… 3
取組内容について	…… 4
シンボルマークについて	…… 5
1 画像を使用したいとき	
2 画像の種類	
3 ピンバッジを従業員等へ配布したいとき	
パートナー登録の変更等について	…… 6
1 登録内容に変更が生じたとき	
2 登録を辞するとき	
3 登録の取消し	

様 式

- ① 秋田市エイジフレンドリーパートナー取組計画
- ② 秋田市エイジフレンドリーパートナー事前協議書
- ③ 秋田市エイジフレンドリーパートナー登録申請書
- ④ 秋田市エイジフレンドリーパートナー報告書
- ⑤ 「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマーク使用承認申請書
- ⑥ 秋田市エイジフレンドリーパートナー登録(変更・辞退)届出書

秋田市 福祉保健部 長寿福祉課
エイジフレンドリーシティ推進担当
010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話番号 018-888-5666
F A X 018-888-5667
Eメール ro-wflg@city.akita.lg.jp

エイジフレンドリーシティについて

1 エイジフレンドリーシティとは

秋田市は、少子高齢化と人口減少に伴い、世界保健機関(WHO)が提唱した高齢化へ対応したまちづくりであるエイジフレンドリーシティの実現に向けて取り組んでいます。

元気なシニア層や、支えが必要な高齢者のご家族ほか、誰もが安心して暮らし続けることができるまちを、行政、市民、民間事業者みんなで一緒につくりたいと考えています。

WHO「高齢者にやさしい8つのトピック」



2 行動計画の基本理念と基本目標

本市は、エイジフレンドリーシティの実現に向け、行動計画を策定し推進しており、令和4年度から令和8年度までを「第3次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」(以下「行動計画」)の計画期間としています。

行動計画の基本理念と基本目標は次のとおりです。

- 基本理念 ともに考え ともにつくる ^{エイジフレンドリーシティ} 高齢者にやさしい都市
～誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会をめざして～

■ 8つの基本目標

- 基本目標 1 安全・安心で誰もが快適に過ごせる屋外・施設環境の整備
- 基本目標 2 交通機関の利便性の向上
- 基本目標 3 安心して快適に住み続けられる住環境の整備
- 基本目標 4 生涯を通じた生きがいくくりや社会参加の促進
- 基本目標 5 あらゆる世代がお互いを認め合う地域社会づくり
- 基本目標 6 高齢者の就業や市民参加の機会創出
- 基本目標 7 高齢者の情報環境の整備
- 基本目標 8 多様な生活支援サービスを利用できる地域づくり

3 エイジフレンドリーパートナー制度

本市は、行政だけでなく、市民や企業、団体等と一体となってエイジフレンドリーシティの実現に向け取り組んでいます。

エイジフレンドリーパートナー制度は、秋田市内に活動拠点を置く企業や商店などの事業者、商店街、組合等の団体など、法人格の有無に関わりなく、パートナーとなっただけ、それぞれの立場で高齢者や障がい者にやさしい継続した取組を行うことで、本市とともに住みよい都市の実現をめざすものです。

新たに登録する事業者等の方へ

パートナーは、行動計画の8つの目標に基づく高齢者にやさしい取組を3つ以上継続して行うことが要件です。パートナーの登録は、以下のとおり進めます。

登録のながれ

事業者	【取組計画と事前協議】
	<ul style="list-style-type: none">■ パートナー登録を希望する際、担当へご連絡ください■ 取組(P4取組内容についてを参照)を3つ以上決めて、取組計画(①)と事前協議書(②)を作成します<ul style="list-style-type: none">・ 取組の目標数値や目標達成期間は、具体的に記載してください・ 長期的な目標は、概ね3年以内の達成期間を目安にしてください・ 取組計画と事前協議書は、Eメール等での送付でも構いません

申込み

秋田市	本市が内容を確認し、登録申請書(③)の提出についてご連絡します
-----	---------------------------------

連絡

事業者	【登録申請書の作成】 <ul style="list-style-type: none">■ 登録申請書(③)を作成し、Eメール、持参、郵送のいずれかで提出します
-----	--

申請

秋田市	2週間以内に登録決定し、登録証、ステッカー、バッジ等を交付します
-----	----------------------------------

交付

事業者	【取組の実施】
	<ul style="list-style-type: none">■ 計画に沿って、取組実施を進めます<ul style="list-style-type: none">・ 登録証やステッカーの店内掲示、ホームページ上でのエイジフレンドリーパートナー宣言、取組のPRなどを行ってください・ PRに際して、販売する商品、行うサービス等について、<u>市が何らかの保証、資格を与えているかのような誤解を招く表現をすることは禁止しています</u>

※公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められる者や、暴力団と関係がある又はそのおそれがあると認められる者は対象としません。

登録を継続する事業者等の方へ

毎年4月、エイジフレンドリーパートナーの取組について振り返り、報告をします。登録して6か月未満（前年の10月以降に登録した）の場合は、翌年度から報告していただきます。

取組の年度報告

秋田市 本市がパートナーの皆さんへ取組の報告を依頼します

依頼

事業者	<p>【報告書と取組計画の提出】</p> <p>■毎年4月に、前年の4月から翌3月までの1年間の取組状況について、自己評価を含む報告書(④)を作成します</p> <ul style="list-style-type: none">・全ての取組について、状況、結果、自己評価をご記載ください。・自己評価は、以下の1～5の中から合うものをご記載ください。<ol style="list-style-type: none">1：ほとんどできなかった2：少し実行できた3：半分くらい実行できた4：7～8割実行できた5：実行できた <p>■取組の見直しを行い、当年度の取組計画(P4取組内容についてを参照)を作成します</p> <ul style="list-style-type: none">・取組の目標数値は、具体的に記載してください。・長期的な目標は、概ね3年以内を目安にしてください。・1つの基本目標欄に、複数の取組を記載しても結構です。・以前実施していた取組や、継続した取組でも構いません。
------------	---

提出

締切は4月末日です

秋田市 取組報告書を取りまとめ、パートナーの皆さんに情報提供します

取組内容について

取組と基本目標との関係は、別表「基本目標と取組事例」を参考にしてください。
取組に有料サービスを含むことは可能ですが、以下の法定の業務等は含みません。

- (1) 介護保険法などの法令に基づくサービス
- (2) 国、県、市から委託または指定を受けて実施している福祉サービス
- (3) バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に定める特別特定建築物において、適合義務のある利用円滑化基準に合わせた設備の整備・改修

（別表）基本目標と取組事例

基本目標 1 安心・安全で誰もが快適に過ごせる屋外・施設環境を整備する取組 <ul style="list-style-type: none">・ 休憩するためのいすやスペースの設置・ 車いすやシルバーカーが通りやすい通路の確保・ 段差の解消、手すりの設置や利用しやすいトイレの設置・ 設備についてのわかりやすい掲示・ 近隣住民も使用できる A E D（自動体外式除細動器）の設置
基本目標 2 交通機関の利便性の向上を図る取組 <ul style="list-style-type: none">・ 車いす用や高齢者が使いやすい駐車・駐輪スペースの設置・ 送迎サービス・ コインバス利用者への優遇サービス
基本目標 3 安心して快適に住み続けられる住環境を整備する取組 <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者・障がい者向け賃貸住宅の提供や設備・商品の開発および販売・ 住宅の改修や修繕等についてのわかりやすい説明・ 電球交換や修理などの出張サービス
基本目標 4 生涯を通じた生きがいがづくりや社会参加を促進する取組 <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者等が参加しやすいイベントの実施・ 高齢者向け講習会の開催
基本目標 5 あらゆる世代がお互いを認め合う地域社会をつくる取組 <ul style="list-style-type: none">・ 相手のペースに合わせたわかりやすい話し方・ 高齢者が買い物しやすい商品の配置や少量の販売・ 自宅への商品配達や出張サービス・ 認知症サポーター養成講座の受講・ 血圧計を設置し社員の健康づくり促進
基本目標 6 高齢者の就業や市民参加の機会を創出する取組 <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の積極的な雇用・ 高齢者のボランティア活動への協力
基本目標 7 高齢者の情報環境を整備する取組 <ul style="list-style-type: none">・ 大きな文字での表示・ わかりやすい表現方法の工夫・ 高齢者向けの様々な情報発信
基本目標 8 多様な生活支援サービスを利用できる地域をつくる取組 <ul style="list-style-type: none">・ 店内での声かけなど高齢者の立場に立った対応・ 保健福祉サービスなどの情報提供

シンボルマークについて

1 画像を使用したいとき

エイジフレンドリーシティのシンボルマークは、パートナーとしてホームページや名刺等に活用することができます。

画像使用を希望する際は、申請が必要です。シンボルマーク使用承認申請書(⑤)に必要な書類を添付し、申請してください。

また、以下に該当する場合は使用できません。

- (1) 市の信用、品位を害するとき、または害するおそれがあるとき
- (2) 法令公序良俗に反するとき、または反するおそれがあるとき
- (3) シンボルマークの形状、配列、色調などを加工して使用するとき
- (4) 営業、販売物に使用するとき（あらかじめ秋田市と協議し、許諾を得たものは除きます）
- (5) 事業、商品やサービスの品質を明確に保証するものとして利用するとき
- (6) 特定の政治、思想および宗教の活動に関して使用されると認められるとき
- (7) その他、市長が適当でないとするとき

2 画像の種類

エイジフレンドリーシティのシンボルマークは、以下6種類のJ P E Gファイルがあります。申請に応じて、送付します。

①



②



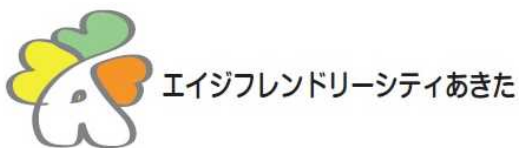
③



④



⑤



⑥



3 ピンバッジを従業員等に配布したいとき

ピンバッジを無償配布することができますので、担当までご連絡ください。

ピンバッジの配布対象は以下のとおりです。

- (1) エイジフレンドリーパートナー団体の会員またはそれに準じる会員
- (2) エイジフレンドリーパートナー事業者の従業員等
- (3) 秋田市福祉保健部長寿福祉課エイジフレンドリーシティ担当課長が適当と認めた者

パートナー登録の変更等について

1 登録内容に変更が生じたとき

事業者名、所在地、代表者など登録内容に変更が生じた場合は、登録届出書(⑥)に記載のうえ、届け出をお願いします。

2 登録を辞退するとき

登録を取りやめたい場合は、登録届出書(⑥)に記載のうえ、届け出をお願いします。

3 登録の取消し

登録した企業・事業所等が適切でないと認めるときは、登録を取消しする場合があります。

- ・登録要件を満たさないと認められるとき
- ・虚偽の申請があると認められるとき
- ・公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められるとき
- ・暴力団と関係がある又はそのおそれがあると認められるとき
- ・その他市長が適当でないと認めるとき

年度 秋田市エイジフレンドリーパートナー取組計画

登録番号

事業者(所)名

- 基本目標 1 安全・安心で誰もが快適に過ごせる屋外・施設環境の整備
- 基本目標 2 交通機関の利便性の向上
- 基本目標 3 安心して快適に住み続けられる住環境の整備
- 基本目標 4 生涯を通じた生きがいづくりや社会参加の促進
- 基本目標 5 あらゆる世代がお互いを認め合う地域社会づくり
- 基本目標 6 高齢者の就業や市民参加の機会創出
- 基本目標 7 高齢者の情報環境の整備
- 基本目標 8 多様な生活支援サービスを利用できる地域づくり

<既に実施している取組>

基本目標	取組内容

<これから行う取組と目標達成期間>

基本目標	取組内容	目標達成期間

- ※既に実施していて、今後も継続する取組およびこれから行う取組を全部で3つ以上記入してください。
- ※1つの基本目標に、2つ以上の取組を設定しても結構です。目標数値は、できるだけ具体的に記載してください。
- ※目標達成期間は、概ね3年以内で設定し、記入してください。
- ※取組についての資料等があれば、添付してください。

秋田市エイジフレンドリーパートナー事前協議書

年 月 日

フリガナ				
事業者(所)名				
所在地等	郵便番号			
	住所			
	電話番号		F A X	
	e-mail			
代表者	役職		氏名	
担当者	役職		氏名	
業種 (販売品目)				
従業員数		人	支店数	
エイジフレンドリーパートナーとしての取組 (別紙のとおり)				
(参考) 認知症サポーター養成講座受講状況 ※事前協議時点の状況をお知らせください。				
<input type="checkbox"/> 店長・責任者等が受講している <input type="checkbox"/> 社員・店員が受講している (名中 名) <input type="checkbox"/> 受講していない				

(様式第1号)

秋田市エイジフレンドリーパートナー登録申請書

(宛先) 秋田市長

年 月 日

所在地

事業所名

代表者(職・氏名)

秋田市エイジフレンドリーパートナー登録要綱の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ			
事業所名			
所在地等	住所	〒 —	
	電話番号		F A X
	e-mail		
	HP		
担当者	役職		氏名
業種 (販売品目)			
営業時間		定休日	
従業員数	人	支店数	
実施する取り組み (別紙)			
取り組みについてのPR等があればご記入ください。			
エイジフレンドリーパートナー宣言と取り組みの周知方法 <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 店内に掲示 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> その他 ()			
普及啓発用ピンバッジ申請数	個	着用予定者	・従業員・()
対象要件の確認 <input type="checkbox"/> 公序良俗に反する事業を行っていない <input type="checkbox"/> 暴力団(暴力団員)と関係がない			
市の広報媒体への掲載に関する留意点			

※支店等も含めて登録される場合は、店舗名と住所・電話番号を別紙で提出してください。

(様式第4号)

秋田市エイジフレンドリーパートナー報告書

(宛先) 秋田市長

年 月 日

所在地

事業所名

代表者(職・氏名)

秋田市エイジフレンドリーパートナー登録要綱の規定により、次のとおり報告します。

事業所名				従業員数	人
連絡先	登録番号				
	電話番号		FAX		
	e-mail				
担当者	役職		氏名		
年度 取組の報告 (別紙での提出可)					
取組と目標		取組の状況・結果 (自由記述)			評価
自己評価の公表方法					
<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 店内に掲示 <input type="checkbox"/> その他 ()					
感想やPRなどありましたらご記入ください。					

※設定した取組と目標について、その取組の状況等を記載してください。

※自己評価は、現時点での達成状況で1～5を記載してください。

1:ほとんどできなかった 2:少し実行できた 3:半分くらい実行できた 4:7～8割実行できた 5:実行できた

様式第1号

年 月 日

(宛先) 秋田市長

(申請者)

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名
連絡先

「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマーク使用承認申請書

「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
4 作成数	
5 備考	

※具体的な使用方法がわかる企画書等を添付してください。また、参考資料としてデザインサンプル等を提出してください。

様式第5号（第13条関係）

秋田市エイジフレンドリーパートナー登録(変更・辞退)届出書

(宛先)秋田市長

年 月 日

所在地

事業者(所)名

代表者(職・氏名)

秋田市エイジフレンドリーパートナー登録要綱の規定により、次のとおり届出します。

事業者(所)名			
連絡先	登録番号		
	電話番号		F A X
	e-mail		
担当者	役職		氏名
区分	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 辞 退		
変更・辞退年 月日	年 月 日		
変更した 事項	変更前		
	変更後		
変更・辞退の 理由			